

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第18号

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則（平成8年新潟市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第23条の表3の項中「条例別表第1備考5に規定する区域以外の区域にあつては、燃やすごみ」を「燃やすごみ」に改める。

「

別記様式第22号中

普通ごみ	大（451）	
	中（301）	
	小（201）	
	極小（101）	
	超極小（51）	
粗大ごみ処理券	500円券	
	300円券	
	200円券	
	100円券	

を

」

「

粗大 ごみ 処理 券	500円券	
	300円券	
	200円券	
	100円券	

に、

」

「

燃やさない ごみ	円
普通ごみ	円
粗大ごみ 処理券	円

を

「

燃やさない ごみ	円
粗大ごみ 処理券	円

に改め

」

」

る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第22号の規定による用紙については、
当分の間、これを取り繕って使用することができる。